

草津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項、第5項および第7項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和元年10月31日

草津市監査委員 平井文雄

草津市監査委員 山元宏和

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
総合政策部	行政経営課 広報課 情報政策課 危機管理課
環境経済部	農林水産課
総務部	契約検査課 財政課 納税課

(2) 監査の時期 令和元年6月4日から令和元年8月27日まで

(3) 監査の範囲および方法

所管事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかという観点から、主として平成30年度分について重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および、内部統制の体制の整備や運用状況について確認し、個別の監査計画に基づく着眼点及び方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：行政経営課

重点項目
・行政システム改革推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：広報課

重点項目
・放送委託費 ・コミュニティFM放送設備更新事業費補助金 ・シティセールス推進費 ・ふるさと寄附運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：情報政策課

重点項目
・コンピューター管理費 ・広域ネットワーク管理費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：危機管理課

重点項目
・消防団活動費 ・コミュニティ防災組織促進費
意見・指摘事項
① 草津市自主防災組織事業補助金の概算払は、事業を実施する前に交付する事務手続きである。補助対象備品が購入された後概算払いで補助金を交付した事例があったが、こうした事例は概算払ではなく、補助金交付規則第16条第1項に定めている手続きにより処理されたい。
② 草津市減災協働コミュニティ事業補助金実績報告書の提出期限を、補助事業のすべてが完了する期日前に設定し通知していたものがあつたので、実績報告書の提出依頼にあたり、交付申請時の事業計画書の内容を確認のうえ、適正な提出期限を定め通知されたい。

●監査対象：農林水産課

重点項目
・水田営農推進費 ・水産業振興対策費のうち漁港管理費 ・準公金の取扱いについて
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：契約検査課

重点項目
・契約審査等事務費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：財政課

重点項目
・財政管理運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：納税課

重点項目
・収納管理 ・滞納整理 ・未収金
意見・指摘事項
特になし

2 工事監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

監査対象機関：上下水道部 上下水道施設課

監査期日：令和元年8月8日

(2) 監査の方法

上記対象機関の関係工事における技術面について、協同組合総合技術士連合にその調査業務を委託し、監査を行った。

(3) 監査の結果

工事概要・意見	
1. 工事概要	
(1) 工事名	草公下北山田町污水整備工事（2工区）
(2) 工事場所	草津市北山田町
(3) 設計者	オリジナル設計株式会社
(4) 請負業者	有限会社 竜王興産
(5) 設計金額	142,670,000円（税込み）
請負金額	125,927,340円（税込み）
(6) 工事期間	令和元年5月28日～令和2年2月28日
(7) 工事内容	
推進工	コンクリート管 $\phi 250\text{mm}$ L = 162.3m (高耐荷力泥水式推進工法)
	塩ビ管 $\phi 250\text{mm}$ L = 337.8m (低耐荷力泥水式推進工法)
	塩ビ管 $\phi 250\text{mm}$ L = 9.7m (鋼製さや管推進工法)
立坑工	鋼製ケーシング $\phi 2000\text{mm}$ N = 4箇所 $\phi 1500\text{mm}$ N = 3箇所
人孔工	1号人孔 N = 8箇所
(8) 工事進捗状況	
実施進捗率	6.4%（令和元年7月末現在）
2. 総評	
工事監査に関する資料および関係書類の審査を行った後、工事担当部署との工事に関する質疑応答により、工事の概要、設計・積算、契約及び工事の執行状況を確認した。その後、現地において調査を実施し、工事周辺の環境および施工状況を監査した。	
その結果、必要な書類関係は適切に整理され、現地工事の施工状況を確認したが、工事全体としての是正や瑕疵は見当たらず、現時点において適正に業務の施工管理が実施されていたことを確認した。	
監査時点において人孔位置の試掘調査が完了し、この結果に基づいて人孔位置、管渠	

線形が決定された状況であり、本格的な工事施工はお盆明けからの作業予定となっている。

監査した事項のうち、主な内容の要点を以下の各項目に示し、そのうち確認、要望、検討を要する事項について示した。

(1) 書類監査

提示された入札・契約および工事関係の書類から、計画および設計、積算、契約、施工管理等の事項について審査を行い、その後工事担当部署より質疑応答を行った。その結果、設計、積算資料等の整備状況、工事施工に関する手続き・運用は適切に行われており、必要書類は遅滞なく提出され、その整備状況、記載内容ともに正確であり、適切かつ公正に業務が実施されていることを確認した。

(2) 契約

本工事は契約規定に基づく条件付き一般競争入札（電子入札：最低制限価格あり）に従って、入札公告、入札結果、審査を通じて工事請負業者を決定し、適正に入札事務処理および工事契約が実施されている。

設計委託内容についても、推進工法の比較検討および選定根拠が報告書に明確に示されており、これに基づいて設計図面、数量算出、工事費の算出がなされていることを確認した。

各工種の数量計算書および設計書については、複数のチェックの実施が行われていることを確認した。

契約手続き書類としては、工事請負契約書、工事契約保証書、前払金保証書、労働災害保険成立証明書、建設業退職金共済掛金収納証、その他必要な書類は揃っており、いずれも適切に処理をされている。

(3) 使用材料

設計図書に基づいて工事材料承諾書が提出され、工事監督員が内容確認をしていた。各材料の形状寸法、品質、強度は設計に適合するものと考えられる。

(4) 施行管理

本工事の特記仕様書に基づいて作成された施工計画書は、工事の施工法・作業手順および各種管理方法の記述、施工にあたっての各種技術計算、安全衛生管理体制をはじめとする安全管理、その他の必要事項について記載されており、充実した内容となっている。

また、工事着手前の設計図書の照査結果による報告と発注者との協議、立坑位置での試験掘調査結果に基づく発注者との打合せ協議経過は、工事施工協議書として文章で整理されており、この結果から設計変更の理由が明確になっている。

監査当日は現地においての作業が実施されていなかったが、人孔位置、小口径推進管の線形および既設地下埋設物との離隔の状況、近隣の施設や環境等の状況について、現地路線上を立会して確認した。

① 品質管理（主として施工管理）

本格的な立坑および推進工事はこれからの作業となるが、仕様書に示されている出

来形管理値に対して当現場においては独自の目標管理値（管理基準の80%）を設定して、これを目標として管理を実施する予定となっている。

なお、小口径推進工の人孔間の精度の管理方法と、組立人孔施工後のケーシングと人孔間の埋戻し作業の施工管理方法について、施工計画書に追加作成されたい。

② 原価管理

試験堀調査結果に伴って、立坑への障害となる水道管の仮移設作業が発生し、施工が実施されている。これにより契約金額の変更が予定されている。

③ 工程管理

現況での進捗率が7月末の時点で6.4%となり、計画値と大きな差異はない。今後の本格的な作業においても、計画どおりの作業を進める予定となっている。

④ 環境管理

建設廃棄物処分計画（アスファルト、汚泥）、再生資源利用計画書についても書類整備がなされているが、建設廃棄物の適正処分と再資源利用と促進は、今後とも継続されたい。

工事区間である道路の両サイドは、主としてビニールハウスの農地となっているが、一部民家が存在している区間があるため、騒音・振動およびほこりの発生に注意をしながら作業を行われたい。

ごみ、ほこり、汚れ対策として、現場周辺路上にごみ、ほこりが発生していないかを作業前、作業後に確認されたい。

⑤ 安全衛生管理

作業所の安全衛生管理体制は施工計画書に明確に記述され、統括安全管理責任者をはじめとする安全衛生の責任者が人選されていることを確認した。

これと同時に現場掲示が必要な標識類（建設業の許可証、施工体制台帳、施工体系図、労災保険関係成立票、作業主任者・有資格者一覧表、緊急時連絡表）は、作業所前および工事現場の見やすい場所に掲示されており良好であった。

毎日の安全活動（安全朝礼、KY活動、作業打合せ、安全巡視）、毎月の安全活動（災害防止協議会、安全教育訓練、店社安全パトロール）はしっかりと実施されており、書類として記録整理されている。

施工計画書の内容においては、特記仕様書で示されているダンプトラックの過積載防止および熱中症対策についても、具体的な対策が記述され実施されていた。また、各作業工種についての作業手順書が検討・整備されており、適正な内容となっている。この作業手順書は安全管理上、労働災害などを防止するための良い手段であり、これを工事従事者全員に周知徹底されたい。

今後の主要作業の安全のポイントとして、①立坑への転落・墜落防止（開口養生の計画）、②立坑への積載型クレーン（ユニッククレーン）を使用する際の資機材の荷下ろし事故防止（アウトリガーの張出し、玉掛の有資格者の配置、合図者の配置、地切り作業等の確実な実施）があげられる。

これらの作業は工事期間を通して繰返しの作業になるため、特に注意をして確実な

安全管理を実施されたい。

一方、車両系建設機械（油圧ショベル等）を使用する場合には、作業計画（車両の搬入出、作業配置計画）を追加作成されたい。

⑥ 交通管理

推進工事は毎日公道を使用しての片側交互通行による工事であり、道路占用箇所に工事用車両、作業員が出入りする際、一般交通車両に接触し交通災害を起すことが、一番懸念される場所である。

このため、第三者運行車両に対しては注意喚起を促す工事用表示板、安全標識・看板を設置し、必要各所に交通監視員を配置して、一般交通車両を優先して安全かつ確実に道路占用・開放、工事用車両の搬入出を行われたい。

また、工事関係者に対しても、通勤時の交通安全教育を行って、交通事故の防止に努められたい。

《施工管理の総括所見》

書類審査後に工事を実施する現地において、特に安全衛生管理について質疑応答を実施したが、その回答は十分適正なものであった。

お盆明けより立坑施工からの本格的な工事が始まる予定がされており、一つの作業場所においての輻輳作業は生じないため、工程的には特に問題がないものと考えられるが、日常の安全衛生活動による安全の先取りを実施しながら、工事施工に伴う品質、工程、環境管理を確実に実施されたい。

最後に工事の期間中を通じて日常の作業間の調整を綿密に実施し、職員および作業員が互いに声を掛け合い、コミュニケーションをとりながら適切な作業を実施し、安全かつ無事故で工事を完成させることを期待している。

3 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

〔公の施設の指定管理者〕〔交付金交付団体〕

監査対象団体：遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議、人と地域が輝く常盤協議会、大路区まちづくり協議会、笠縫学区まちづくり協議会、老上学区まちづくり協議会

監査実施期日：令和元年7月30日から令和元年8月1日まで

(2) 監査の範囲および方法

・ 指定管理者

公の施設の指定管理者に対して、事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、主として平成30年度分について、まちづくり協働課所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から次の着眼点および方法により実施した。

・ 草津市まちづくり協議会交付金

草津市まちづくり協議会交付金の交付先における交付金に係る事務の執行が、交付金交付申請書兼請求書に添付されている事業計画書等に基づき実施され効果的に行われているか、出納事務は適切に行われているか、また、所管部局はまちづくり協議会に対して、交付金交付の効果および条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか、適切な指導や監督を行っているかの観点から、主として平成30年度分について、まちづくり協働課所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から次の着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

今回監査を実施したところ、平成30年度における指定管理業務ならびに、草津市まちづくり協議会交付金に係る事務の執行および経費の支出手続きは、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められたが、以下のとおり一部において注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、今後より適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努力されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議（まちづくり協働課）

施設名
・ 玉川まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
草津市立地域まちづくりセンター条例第3条の規定に基づく次の業務
(1) 地域のまちづくりに関する業務
(2) 地域が豊かになる学びに関する業務
(3) 住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務

(4) センターの利用に関する業務
(5) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
監査対象交付金
遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む）
(1) 地域一括交付金
(2) がんばる地域応援交付金
(3) まちづくり協議会運営交付金
意見・指摘事項
<p>【遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議】</p> <p>① 指定管理業務における月例・年次の報告事務について、貸館（申込）件数、および使用料、利用者数、コピー代が、月例報告書の合計と年次報告書とが一致していなかったため、年次報告書提出時には整合性の確認に遺漏なきようされたい。</p> <p>【まちづくり協働課】</p> <p>① 指定管理業務における月例・年次の報告事務について、貸館（申込）件数、および使用料、利用者数、コピー代が、月例報告書の合計と年次報告書とが一致していなかったため、受注者からの年次報告書提出時の審査にあたって差異がある場合、まちづくり協議会に確認し是正を求められたい。</p>

●監査対象：人と地域が輝く常盤協議会（まちづくり協働課）

施設名
・常盤まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
草津市立地域まちづくり条例第3条の規定に基づく次の業務
(1) 地域のまちづくりに関する業務
(2) 地域が豊かになる学びに関する業務
(3) 住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務
(4) センターの利用に関する業務
(5) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
監査対象交付金
人と地域が輝く常盤協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む）
(1) 地域一括交付金
(2) がんばる地域応援交付金
(3) まちづくり協議会運営交付金
意見・指摘事項

【人と地域が輝く常盤協議会】

- ① 指定管理業務における月例・年次の報告事務について、施設利用件数が月例報告書の合計と年次報告書とが一致していなかったため、年次報告書提出時には整合性の確認に遺漏なきようされたい。

【まちづくり協働課】

- ① 指定管理業務における月例・年次の報告事務について、施設利用件数が月例報告書の合計と年次報告書とが一致していなかったため、受注者からの年次報告書提出時の審査にあたって差異がある場合、まちづくり協議会に確認し是正を求められたい。

●監査対象：大路区まちづくり協議会（まちづくり協働課）

施設名
・大路まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
草津市立地域まちづくり条例第3条の規定に基づく次の業務 (1) 地域のまちづくりに関する業務 (2) 地域が豊かになる学びに関する業務 (3) 住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務 (4) センターの利用に関する業務 (5) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
監査対象交付金
大路区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む） (1) 地域一括交付金 (2) がんばる地域応援交付金 (3) まちづくり協議会運営交付金
意見・指摘事項
【大路区まちづくり協議会】 ① 指定管理業務における月例・年次の報告事務について、施設利用件数および利用者数、講座受講料が月例報告書の合計と年次報告書とが一致していなかったため、年次報告書提出時には整合性の確認に遺漏なきようされたい。 【まちづくり協働課】 ① 指定管理業務における月例・年次の報告事務について、施設利用件数および利用者数、講座受講料が月例報告書の合計と年次報告書とが一致していなかったため、受注者からの年次報告書提出時の審査にあたって差異がある場合、まちづくり協議会に確認し是正を求められたい。

●監査対象：笠縫学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）

施設名
・笠縫まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
草津市立地域まちづくり条例第3条の規定に基づく次の業務 (1) 地域のまちづくりに関する業務 (2) 地域が豊かになる学びに関する業務 (3) 住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務 (4) センターの利用に関する業務 (5) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
監査対象交付金
笠縫学区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む） (1) 地域一括交付金 (2) がんばる地域応援交付金 (3) まちづくり協議会運営交付金
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：老上学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）

施設名
・老上まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
草津市立地域まちづくり条例第3条の規定に基づく次の業務 (1) 地域のまちづくりに関する業務 (2) 地域が豊かになる学びに関する業務 (3) 住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務 (4) センターの利用に関する業務 (5) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
監査対象交付金
老上学区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む） (1) 地域一括交付金 (2) がんばる地域応援交付金 (3) まちづくり協議会運営交付金
意見・指摘事項
特になし